

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和5年6月21日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第1642号	有限会社 染谷工業	埼玉県三郷市花和田224番地2	染谷 市朗	有限会社 染谷工業	埼玉県三郷市花和田224番地2	令和5年 3月30日
第1277号	株式会社 ユーテック	千葉県市若葉区貝塚二丁目15番18号	畑野 和彦	株式会社 ユーテック	千葉県市若葉区貝塚二丁目15番18号	令和5年 3月31日
第1449号	南総環境 株式会社	市原市馬立70番地	川本 巧	南総環境 株式会社	市原市馬立70番地	令和5年 4月 1日
第2009号	株式会社 VIDOCQ研究所	東京都町田市中町2-16-23	右田 貴哉	株式会社 VIDOCQ研究所	東京都町田市中町2-16-23	令和5年 4月 3日